

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	介護保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、介護保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町長

## 公表日

令和7年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、池田町の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として、保険者である揖斐広域連合を介し介護保険給付事業等を行っている。</p> <p>・池田町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理            ②被保険者証又は認定証の再交付・返還受理            ③要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理            ④要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理</p>
③システムの名称	介護保険システム、住民基本台帳システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、7、38、42、56、65、69、80、70、86、87、105、106、126、128、131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種申請・届出に伴う受理の際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインのとおり、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として実施し、誤りの無いよう徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底している。 ・システムへ操作は人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務担当者間で共有している。 ・書類を送付する際は宛先の確認と、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・個人情報を含む書類の廃棄はシュレッダー又は廃棄物処理施設へ直接搬入して廃棄している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	池田町住民基本台帳ネットワークシステムに関するセキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、不要文書の破棄の際に滅失事案が発生しないよう、 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・不要文書を破棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うこと。 ・特定個人情報が記録された書類等を破棄する場合は、破棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 松田 広美	保険年金課長 岡崎 弘晃	事後	①重要な変更に当たらない。 組織変更による軽微な修正の
平成30年7月2日	II-1 対象人数	平成27年8月19日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
平成30年7月2日	II-1 取扱者数	平成27年8月1日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 岡崎 弘晃	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	II-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	II-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	II-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	II-1 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年8月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事前	
令和3年8月19日	II-1 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和3年8月19日	II-1 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和7年2月18日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(68の項)	番号法第9条第1項別表100の項	事後	
令和7年2月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、106、117の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、7、38、42、56、65、69、80、70、86、87、105、106、126、128、131、132の項	事後	
令和7年2月18日	II-1 対象人数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	II-1 取扱者数	令和4年3月16日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	VI-8 人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	VI-11 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更